注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しています。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、基幹運営費交付金（機能強化経費）のプロジェクト（取組）分、法人内予算における重点プロジェクト事業の一部、並びに、運営費交付金等の収益計上の方法を定めた規程において学長が特に必要と認めた事業については、業務達成基準を採用しています。また、特殊要因運営費交付金の退職手当（年俸制導入促進費を含む）、移転費及び建物新営設備費については、費用進行基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～50年
構築物	３～50年
工具器具備品	３～10年
船舶	３～10年
車両運搬具	３～６年

なお、受託研究収入、共同研究収入及び受託事業等収入により購入した償却資産は、当該研究期間等を耐用年数として減価償却しています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

３．引当金及び見積額の計上基準

⑴　退職給付引当金

国立大学法人法附則第４条に規定する職員（承継職員）以外の常勤職員については、退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額を計上しています。

なお、承継職員及び承継職員の後任補充者等に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額として、自己都合期末要支給額の当期増加額を計上しています。

⑵　賞与引当金

職員に支給する賞与について、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しています。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌期の運営費交付金により財源措置がなされるものについては、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前事業年度末の同見込額を控除して計上しています。

⑶　徴収不能引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権、貸倒懸念債権等の債権の分類毎に過去の貸倒実績率等に基づいて回収不能見込額を計上しています。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券：償却原価法（定額法）を採用しています。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　たな卸資産（貯蔵品）

評価基準：低価法　評価方法：最終仕入原価法

⑵　医薬品及び診療材料

評価基準：低価法　評価方法：移動平均法

ただし、医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法を採用しています。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

７．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

徴収条例で定める地代や賃借料等を参考に計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

日本相互証券が公表する第346回国債の平成29年３月31日利回り終値0.065％で計算しています。

８．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式を採用しています。

10．財務諸表の表示単位

財務諸表は、千円未満切捨てにより表示しています。

11．表示方法の変更

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しています。

Ⅱ．重要な会計方針の変更

該当ありません。

Ⅲ．資産除去債務

建設リサイクル法による分別解体費用については、大学の移転等の計画もなく、個々の建物の解体を予定していない現時点において、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる料金が明らかでなく、合理的な見積りを行うことは困難であり、資産除去債務を計上していません。